

安城市立幼保連携型認定こども園の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市規則第105号

安城市立幼保連携型認定こども園の管理に関する規則の一部を改正する規則

安城市立幼保連携型認定こども園の管理に関する規則（令和3年安城市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年安城市条例第27号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第1号中「1号認定子ども」を「1号子ども」に改め、「。以下「法」という。」及び「に該当する教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）」を削り、同条第2号中「2号認定子ども」を「2号子ども」に、「法」を「子ども・子育て支援法」に改め、「に該当する教育・保育給付認定子ども」を削る。

第4条中「認定こども園」を「条例第2条第3項に規定する認定こども園」に改める。

第6条の見出しを「（教育及び保育を行う時間等）」に改め、同条中「認定こども園」を「条例第3条第1項の規定による利用に係る認定こども園」に、「保育時間」を「保育を行う時間」に、「教育・保育給付認定子ども」を「子ども」に改め、同条第1号中「1号認定子ども」を「1号子ども」に改め、同条第2号中「2号認定子ども」を「2号子ども」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育関連事業に関して認定こども園を利用することができる時間は、市長が別に定める。

第7条第1項中「認定こども園」を「条例第3条第1項の規定による2号子どもの利用に係る認定こども園」に改め、同条第2項中「1号認定子どもに係る」を「

条例第3条第1項の規定による1号子どもの利用に係る認定こども園の」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 保育関連事業に関して認定こども園を利用することができる日は、市長が別に定める。

第10条の前の見出しを削り、同条及び第11条を次のように改める。

(利用の申込み)

第10条 認定こども園を利用しようとする子どもの保護者は、別に定めるところにより市長に利用の申込みをしなければならない。

(保育関連事業に係る料金の額)

第11条 条例第4条第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる保育関連事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。次号において同じ。）のうち条例第3条第1項の規定により認定こども園を利用する1号子どもに対し実施するもの1日につき、次の表の左欄に掲げる利用日の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

利用日	日額
月曜日から金曜日まで（休日（第7条第2項に規定する休日をいう。以下この表において同じ。）を除く。）	200円
土曜日（休日を除く。）	375円
休日	800円

(2) 一時預かり事業のうち前号に掲げる1号子ども以外の子どもに対し実施するもの 1日につき、次の表の左欄に掲げる子どもの年齢（当該年度の4月1日における満年齢とする。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

年齢	日額
0歳から2歳まで	2,000円（土曜日にあっては1,000円）
3歳以上	750円（土曜日にあっては350円）

第12条から第16条までを削り、第17条を第12条とする。

様式第1から様式第4までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。